

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成二十年経済産業省告示第百八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（平成二十五年条約第一号）に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して役務の提供を行う場合</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>別表 （略）</p>	<p>（略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>別表 （略）</p>